

「(仮称)障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例」 骨子(案)に対する市民意見提出手続の実施結果について

1 実施期間 平成29年8月17日(木)～9月15日(金) (30日間)

2 意見提出状況

意見 提出者 (団体・個人)	意見提出方法			
	電子メール	郵送	FAX	持参
30	17	0	12	1

3 提出意見数 意見総数 84件、意見項目 58件

内 訳	意見項目	意見総数
条例骨子(案) 全般について	4	4
前文について	2	2
目的について	2	2
定義について	4	4
基本理念について	4	8
市、事業者、市民の責務や役割について	1	1
障害を理由とする差別の禁止について	17	30
①不当な差別的取扱い	(14)	(15)
②合理的配慮の提供	(3)	(15)
障害を理由とする差別に関する相談及び解決について	5	7
障害を理由とする差別を解消するための基本的な施策について	9	11
その他	10	15
合 計	58	84

4 骨子(案)への反映状況

内 訳	意見項目	割合
① 条例骨子(案)に記載済、又は現在実施中・条例施行後に実施予定	22	38%
② 追加・修正あり	7	12%
③ 追加・修正なし	26	45%
④ その他	3	5%
合 計	58	100%